

## 弁護士相談会を実施しております

消費生活センターでは、借金や健康食品問題、敷金返還トラブルなどいろいろな相談を受け付けています。消費生活に関する問題は年々多様化・複雑化してきていますが、その中には弁護士に相談することで問題解決のきっかけをつかまれた方もいます。

法律の専門知識を必要とする相談の適切な解決のために、長崎県弁護士会佐世保支部のご協力により、下記のとおり弁護士相談会を実施しております。

相談にかかる費用は無料です。ぜひ消費生活センターまでお問い合わせください。



●日時 毎月第3火曜日 13:00～16:00

●場所 消費生活センター（平瀬町3-1）

●費用 無料

※事前に予約が必要になります。まずは、消費生活センターまでお電話下さい。

## 11月1日は計量記念日です

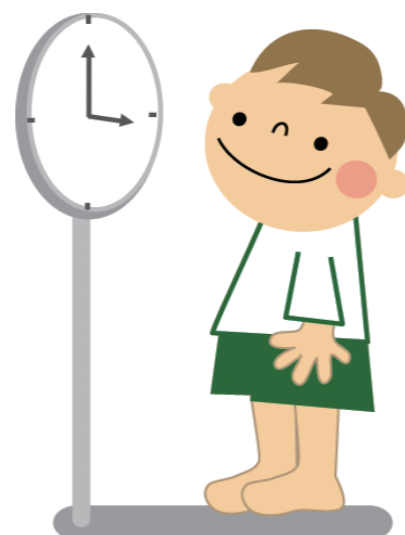
消費生活センターでは相談業務のほかに「計量」に関する業務も行っています。

計量業務では、スーパーや病院などにあるはかりや体重計が正しいかどうかを検査するのが主な仕事です。はかりが正しくなければ、消費者であるみなさんが毎日買う肉や魚などの値段が変わってしまい、場合によってはみなさんが損をしてしまうこともあるでしょう。計量はみなさんの消費生活に密接に関わっています。

計量の仕事内容を定めた現在の「計量法」が施行された平成5年11月1日にちなみ、11月1日は「計量記念日」となっています。

みなさんもスーパー等で買ってきた肉や魚の内容量の表示が正しく入っているかどうか、試しに計ってみられてはいかがでしょうか？

また、消費生活センターでは家庭用のはかりについて、正しい重さが計られているか無料で検査をしております。お問い合わせは消費生活センターまで！



# 消費生活ニュース

No.162

H26.10発行

## 排水管清掃に関する相談が増えています

### ●主な相談事例

#### 【事例1】

「水道局から頼まれた。」と自宅内の下水管の点検、清掃をした業者がいた。「本来なら3万円だが半額でいい。」と言われ、不審に思ったが掃除をしてくれたので払わなければいけないと思い15,000円支払った。契約書は受け取っていない。

#### 【事例2】

昨日排水管の清掃業者が訪ねて来て、頼みもしないのに勝手に掃除をし、15,000円請求され困っている。「お金がない。」と言うと、「また集金に来る。」と言って帰って行った。納得できないが払わなければいけないのだろうか。

#### 【事例3】

自宅に業者が訪ねて来て排水溝の蓋をあげ「こんなに汚れている掃除が必要。」と言われた。「古い家だから何もなくていい。」と断りテレビを見ていると庭で変な音がした。するとさっき断った業者が「掃除をしました。15,000円払ってください。」と言われた。

#### 【事例4】

高齢の母宅に「排水管の掃除にきました。」と業者が訪ねて来て、すぐに掃除を始めたので断れなかったと言っている。掃除後契約書を交わし15,000円支払ったと言っている。

#### 【事例5】

今日、訪問販売で排水管の掃除をしてもらった。その後、「水漏れをしていないか点検してあげる。」と床下にもぐり点検をした。「水漏れしているので修理をしてあげる、シロアリ駆除の工事と一緒にしてあげる。」と言われ契約してしまった。業者が帰った後、心配になり床下にもぐったが水漏れの跡はなかった。信用できないので全て解約できるだろうか。

## 佐世保市消費生活センター

佐世保市平瀬町3番地1

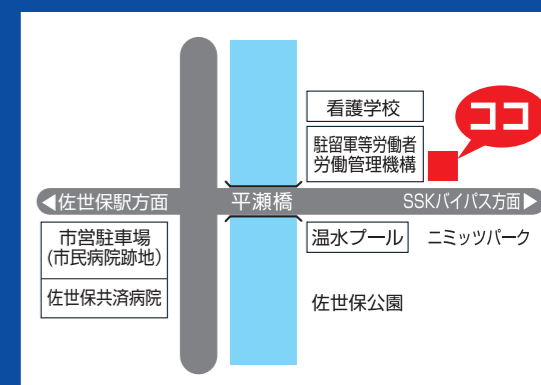
☎22-2591

■相談受付時間：8:30～17:15

■閉所日：土・日・祝日、年末年始

【相談をする際の注意点】

1. 相談は原則として佐世保市民の方からのみお受けしております。
2. 事業者の方からの相談はお受けしておりません。



## ●相談事例の解説

【事例1】にあるように、水道局が相談もされていないのに個人宅を訪ねたり、連絡をしたりすることはありません。また、排水管が詰まった等の相談があった時には、複数の業者を紹介するのみで特定の業者を指定することはありません。尚、**水道局の発注業務を受託した業者であれば、工事内容を事前に書面で通知し、作業時には身分証明書を携帯しています。**

【事例1】～【事例3】はそもそも契約が成立しているとは言えません。契約は申し込みと承諾の意思が一致した時に成立します。事例では承諾もないのに勝手に工事をしていきます。よって**本来支払いをしなくてもよかったケース**です。「すでに工事をしてもらっているから料金を支払わなければいけない。」と考える必要はありません。

【事例4】では工事をした後に契約書を書かされました。やはりこれも掃除をもらったので仕方がないと思われたようですが、解約をすることが可能です。

【事例5】では一度契約すると次々と契約をさせられた事例です。その上、嘘を言われて契約をさせられています。取り消しが可能です。

## ●知っていますか？「クーリング・オフ」

訪問販売や電話勧誘販売など不意をつくような勧誘を受けた時、冷静な判断をすることは難しく、消費者にとって不利な契約をしてしまう場合があります。クーリング・オフとは一定の条件を満たせば、無条件で解約をすることができるという消費者を守るための制度です。

### クーリング・オフの主なルール

1. 訪問販売や電話勧誘販売などで契約をした時、契約書面を受け取って8日以内に書面（はがき）でクーリング・オフの通知をする。クーリング・オフをすると支払ったお金は返ってくる。
2. 既に工事が完了していたり、布団の打ち直しなどのサービスを受けていても、8日以内であれば無条件で解約ができる。
3. 契約書面を渡されていないときや、契約書面の記載内容に不備があるときは8日間を過ぎてもクーリング・オフは可能。



**クーリング・オフ期間を過ぎたり、対象外の契約であっても解決できる場合があります。まずは消費生活センターへご相談ください！**

## ●はがきによるクーリング・オフ通知の書き方の例

**申込撤回  
契約解除  
通知**

平成 年 月 日に \_\_\_\_\_  
の契約（担当者 \_\_\_\_\_ 氏）をしましたが  
撤回（解除）します。  
ついては、支払済みの（金 \_\_\_\_\_ 円）  
を現金書留で速やかに返金してください。  
なお、商品は早めに引き取ってください。

平成 年 月 \_\_\_\_\_ 様  
（販売会社）  
\_\_\_\_\_  
（契約者）  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

### 注意点

- はがきの表面には販売業者の住所・名前を書く。
- はがきは両面をコピーしておく。
- クレジット契約の場合にはクレジット会社にも送付する。
- はがきは簡易書留か特定記録郵便で送る。



## 個人情報の管理に気をつけましょう

民間事業者、教育機関、行政、病院、金融機関などから私たちの大事な個人情報が漏れた等の記事をよく見聞きします。直近では、大手教育関連業者から2,000万件にも及ぶ顧客情報の流出や個人情報売買が問題になりました。

個人情報の流出は人的ミスや情報管理セキュリティの甘さなど、業者に原因があることが多く、これらは私たち自身で防ぐことは困難です。不用意にアンケートに答えない、景品目的に応募しないなど注意することも必要です。

個人情報ではありませんが、**相談者の中には「年金暮らし」「一人暮らし」「保険が満期になる」**など見知らぬ業者に話をしている人もいます。このような情報が被害につながる可能性もあるので十分注意しましょう。

個人情報に関する各種の照会を受ける窓口が、消費者庁に設けられていますのでご利用ください。

### 消費者庁総務課個人情報保護窓口

電話：03（3507）8800（代表）個人情報保護窓口担当